

# 令和6年度住民税非課税・均等割のみ課税 移行世帯給付金

令和5年度に給付金を受けた世帯は対象外となります

## 支給額

1世帯あたり  
**10万円**

## 支給要件 ①～③全てに該当する世帯

- ① 令和5年度の給付金を受給していない
- ② 令和6年6月3日に東松山市に住民登録があった
- ③ 令和6年度住民税非課税者または均等割のみ課税者だけで構成された世帯

※課税者からの被扶養者のみで構成された世帯は除く

## 上記の給付金に対するこども加算

## 支給額

こども1人あたり  
**5万円**

## 支給要件 ①～②全てに該当する世帯

- ① 上記の移行世帯給付金を受給した
- ② 18歳未満の(平成18年4月2日以降に生まれた)こどものいる世帯

## 手続きの方法

支給要件・口座情報  
把握している世帯

- 7月上旬に通知
- 振込口座等に変更がない方は**手続不要**

支給要件のみ  
把握している世帯

- 7月上旬に通知
- 口座記入等し返送  
➡ **手続必要**

通知が届かない世帯

**お問い合わせ  
ください**

## お問い合わせ

東松山市役所 社会福祉課  
給付金特設窓口(平日8:30-17:15)

0120-292-223

※7/1(月)から8/30(金)まで開設

0493-21-1455

FAX 0493-24-6066

最新情報はホームページをご確認ください

